

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときの翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（平成八年十一月二十二日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
昭和町八及び一三の二の地先	一四、五三〇・九八平方メートル
昭和町八及び二三の二の地先	二、九五〇・八一平方メートル

### 鳥取県告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、平成九年二月四日からその効力を生ずる。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

### ◇ 告 示

- 新たに生じた土地の確認（市町村振興課）
- 町の区域の変更（ 〃 ）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 保険医療機関等の指定（保険課）
- 土地改良区の役員住所の変更（農村整備課）
- 土地改良法による換地計画の決定（三件）（ 〃 ）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（ 〃 ）
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（ 〃 ）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（ 〃 ）
- 木材業者の登録（林務課）
- 木材業者等の登録の変更（ 〃 ）
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め  
るための発起人の届出（水産課）
- 土地収用法による事業の認定（二件）（管理課）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 県道の供用の開始（ 〃 ）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- 道路の位置の指定（建築課）
- 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

### ◇ 公安告示

区域を変更する町の名称	同上の区域(平成八年十一月二十二日現在の地番による。)
昭和町	昭和町の全域
	昭和町八及び二三の二の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第六十九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 名 及 び 号 数	発行記号等		
5659	雑誌その他 の刊行物	デ ラ ベ っ び ん 1996 10月号	雑 誌 16487-10	英 知 出 版 社	
5660	〃	ク ラ ッ シ ユ 1996 10月号	雑 誌 コー ド 03267-10	株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン	
5661	〃	日 本 ミ ニ ス カ 倶 楽 部 1996 9月号	雑 誌 コー ド 16901-9	株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン	
5662	〃	ニ ヤ ソ ッ ク 倶 楽 部 1996 10月号	雑 誌 コー ド 17017-10	株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン	
5663	〃	い じ く り ア ル バ ム	No. 86	三 共 図 書 社	

5664	〃	ア ッ プ ル 写 真 館 '96 9月号	雑 誌 01447-9	三 和 出 版 株 式 会 社
5665	〃	G a l s D e e S E P. 1996	雑 誌 02993-9	株 式 会 社 タ イ ア ル ス
5666	〃	G A L ' S シ ヤ ワ ー 1996 10月号	雑 誌 コー ド 14058-10	株 式 会 社 大 洋 書 房
5667	〃	オ レ ソ ジ 通 信 1996. 11	雑 誌 コー ド 02189-11	株 式 会 社 東 京 三 世 社
5668	〃	熱 写 ボ ー イ 1996 11月号	雑 誌 コー ド 07055-11	株 式 会 社 東 京 三 世 社
5669	〃	お も ら し ア リ ン セ ス	No. 127	北 陽 出 版
5670	〃	し っ ぽ り 探 ん で つ よ く 当 て て ね	No. 128	北 陽 出 版
5671	〃	ピ ー タ ッ チ S & M ス ナ イ バ ー 10/ 30増 刊 号	雑 誌 02034-10	ミ リ オ ン 出 版 株 式 会 社
5672	〃	劇 画 コ マ ン ド ー 2 月 号	雑 誌 13625-2	黒 田 出 版 株 式 会 社
5673	〃	人 妻 し の び 肌 漫 画 ラ ア ト ピ ア ス ペ シ ヤ ル 2 月 増 刊 号	雑 誌 コー ド 18350-2/25	株 式 会 社 着 菴 社
5674	〃	若 妻 の 甘 い 蜜 液 漫 画 チ ェ ス ト 2 月 号 増 刊	雑 誌 コー ド 08330-2/20	株 式 会 社 着 菴 社
5675	〃	C O M I C タ ッ シ ェ 漫 画 タ イ マ イ ト 2 月 号 増 刊	雑 誌 コー ド 05980-2/20	辰 巴 出 版 株 式 会 社
5676	〃	は じ ら い 夫 人 漫 画 オ リ ン ピ ア 2 月 増 刊 号	雑 誌 コー ド 07588-2/20	辰 巴 出 版 株 式 会 社
5677	録 画 テ ー プ	い じ ら れ た い の	EV-014	イ デ オ コ レ ク シ ョ ン



平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第七十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下蚊屋地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第七十五号**

淀江町が行う土地改良事業（基幹水利施設補修事業白浜地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七十六号**

岩美町が行う土地改良事業（ため池等整備事業浦富地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法

(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年二月五日から二十日

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

日南町が行う土地改良事業に係る神戸上地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年二月五日から二十日

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
倉木 第6号	平成8年7月5日	倉吉市大河内387	佐々木敏

鳥取県告示第七十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第七條第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六條第二項の規定により告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
鳥 木 第5号	平成7年4月1日	有限会社長尾木材 代表取締役 長尾 裕昭	名称及び住所の変更	有限会社長尾木材 気高郡鹿野町大字 鹿野1064-1 理事長 長尾 義男	有限会社ながお 気高郡鹿野町大字 鹿野2338-12 代表理事 中尾 悦三	平成8年11月25日
八 木 第5号	平成7年4月1日	若狭木材協同組合 理事長 長尾 義男	代表者の変更	理事長 長尾 義男	代表理事 中尾 悦三	平成8年12月2日

2 製材業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
鳥 製 第5号	平成7年4月1日	有限会社長尾木材 代表取締役 長尾 裕昭	名称及び住所の変更	有限会社長尾木材 気高郡鹿野町大字 鹿野1064-1	有限会社ながお 気高郡鹿野町大字 鹿野2338-12	平成8年11月25日
八 製 第4号	平成8年7月31日	若狭木材協同組合 理事長 長尾 義男	代表者の変更	理事長 長尾 義男	代表理事 中尾 悦三	平成8年12月2日

鳥取県告示第八十号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第二項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調査の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区
境港市小篠津町三二〇 木村 善治	加入区
境港市竹内町一七一 大谷 登志一	漁業の区分
	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業
	場 所
	境港市 漁業協同組合
	期 間
	平成九年二月四日から同月十八日まで

鳥取県告示第八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

麻生地区墓地整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字麻生字下河原及び字下前田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五―一

国府町役場

鳥取県告示第八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

万葉食文化体験施設（仮称）建設工事

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字序字くじき地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五―一

国府町役場

鳥取県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年二月四日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡会見町朝金字淵ノ前二九 四―四地先から同町朝金字道塔 七五〇―六地先まで	変更前 変更後	五・〇 二五・〇	八四〇・〇 八四〇・〇
新見多里線	日野郡日南町湯河字出立一〇三 五―五地先から同字一〇三一 一地先まで	変更前 変更後	三・二 二七・〇	八九八・〇 九八二・〇

路 線 名	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前 後 別	区 間		
新見多里線	変更前	日野郡日南町湯河字出立一〇二九一―地先から同字一〇二三一―地先まで	三・五 八・〇	三六五・〇
	変更後	日野郡日南町湯河字出立一〇二三一―地先から同字一〇一九一―地先まで	一六・五	四四一・〇

鳥取県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年二月四日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	区 間		供用開始の期日
	新見多里線	日野郡日南町湯河字出立一〇三五一―地先から同字一〇三三一―地先まで	
	日野郡日南町湯河字出立一〇三三一―地先まで	日野郡日南町湯河字出立一〇三三一―地先から同字一〇一九一―地先まで	平成九年二月四日

鳥取県告示第八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十一月二十八日 鳥取県指令都計三一―第十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字町屋字高島

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字町屋三〇五一―

国府町長 木村 肇

鳥取県告示第八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年九月三十日 鳥取県指令倉土維十第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字大瀬字立縄

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名



倉吉市伊木一九五一  
 有限会社藤原工務店  
 代表取締役 藤原 仁美

鳥取県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成九年一月二十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。  
 その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成九年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市寿町七五五 株式会社 フタミ 代表取締役 小林 秀實	東伯郡羽合町大字長瀬字下浜 一八五〇一及び一八五〇一 一七	幅員 六・〇メートル 延長 八〇・九メートル

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年二月四日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名	又 は 名 称	株式会社ツクスアライド	製造業者名 ツクスアライド	検定番号 640261	有効期間 平成9年2月4日 から3年間
	住所	所	大阪府堺市常盤町三丁目27 角野 博光			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	ツクスアライド レットX			
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機					